

浪江町 未利用公有地利活用基本方針 【概要版】

基本原則と取組方針 (※本編pp.8-7)

民間活力の活用による転換

未利用公有地を「負債」から『経営資産』へ

震災後の公共施設解体により、未利用公有地が増加している一方、十分な利活用の検討・実施がなされておらず、町に対して継続的な負担をもたらす「負債」となっています。厳しい財政状況にある浪江町にとって、未利用公有地に経営的視点を取り入れ、民間活力による利活用を進めていくことで、未利用公有地を「負債」ではなく『経営資産』に転換させていくことを当町における未利用公有地の利活用に関する基本原則とします。

取組方針Ⅰ 行政活用の先行検討

未利用公有地については、町民共有の財産であり、町が公共の福祉のために利用することが最も望ましいことから、庁内照会等により、行政活用を先行して検討していきます。

取組方針Ⅱ 積極的な売却・貸付けの推進

行政目的による利活用の予定のない未利用公有地については、民間事業者等の民間活力を活用していくために、積極的に売却・貸付けを行っていきます。

取組方針Ⅲ 民間事業者等への情報発信・営業活動による民間活力活用の推進

未利用公有地の利活用を円滑に進めるために、利活用可能な公有地をリスト化し、広く民間事業者等へ公表するとともに、市場調査の実施など民間事業者等への営業活動を積極的に行うことにより、民間活力活用の推進に繋げていきます。

方針の位置付け (※本編p.1)

浪江町復興計画【第三次】後期基本計画

復興の基本方針Ⅴ 絆の維持と持続可能なまちづくり

施策4 復興を推進させる行財政運営

目指す姿と取組

- ◆ 公共施設等の整備については、全体状況を把握し、長期的な視点を持って、新設・更新・統廃合・長寿命化等に取り組むことで財政負担の軽減・平準化に努めます。あわせて、公共施設を解体した跡地や防災集団移転元地の利活用や処分について積極的に検討します。
- ◆ 持続可能な行政運営に向けて、積極的に民間投資を促すとともに、行政、町民、企業、NPO、大学、研究機関などの多様な主体が役割分担し、連携・協働することで新たな価値を創造していく「共創」の視点を取り入れます。

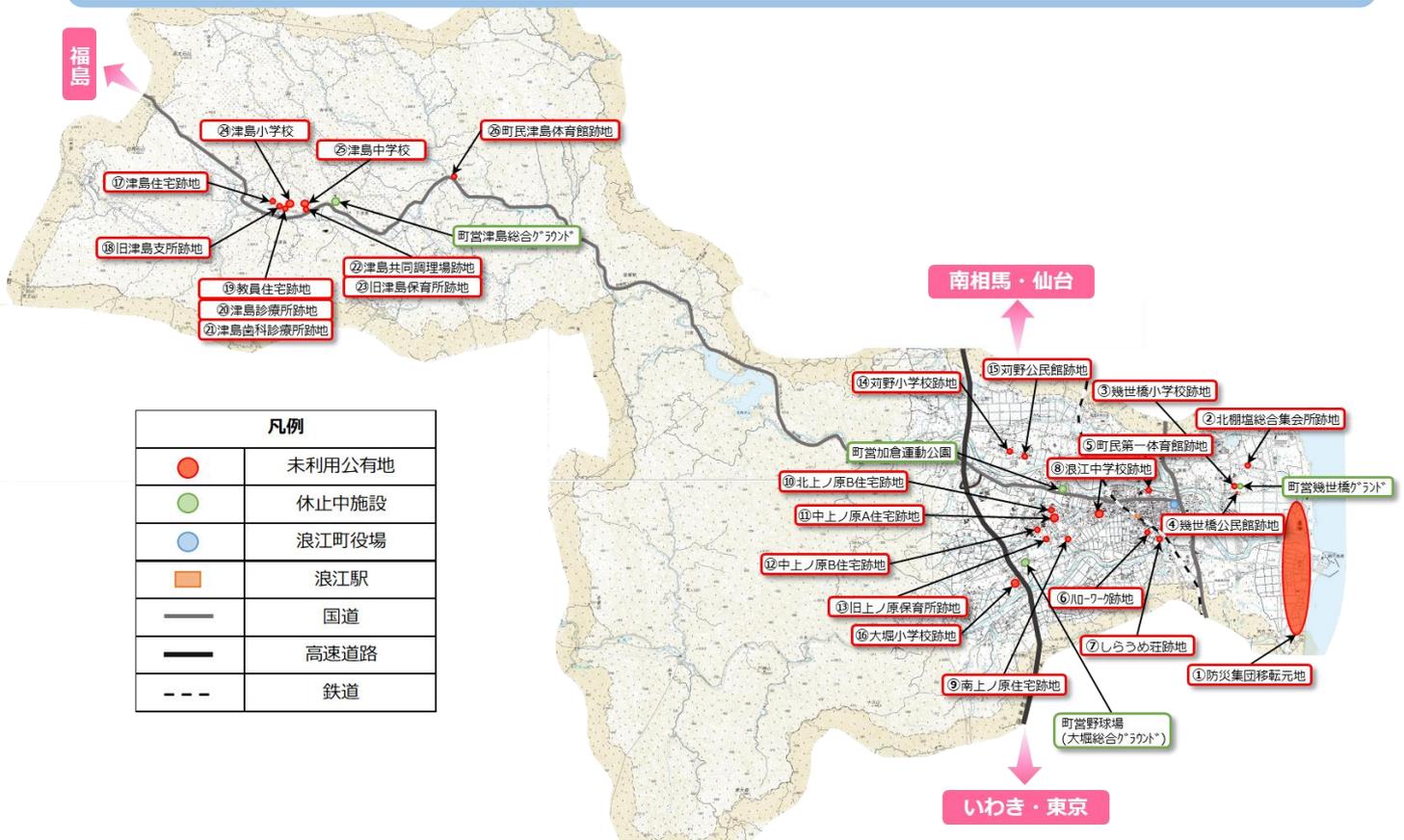
利活用基本方針



未利用公有地の定義 (■本編p.3)

- ・ 公共施設の用途廃止後、利活用されていない公有地
- ・ 公共施設の用途廃止を予定又は決定している公有地
- ・ 事業の残地や不整形地など、将来においても利活用が見込まれない公有地
- ・ 行政財産のうち、本来の用途または目的に支障がない範囲の余裕部分の公有地

主な未利用公有地 (■本編pp.3-5)



未利用公有地利活用の課題 (■本編p.6)

- 1 未利用公有地に係る財政的負担
- 2 維持管理不十分による地域の景観利益の阻害と価値の低下
- 3 利活用を阻害する様々な物理的要因
- 4 庁内における利活用推進に向けた体制不足
- 5 情報発信不足による民間需要の未把握
- 6 土地取引に関する知見不足



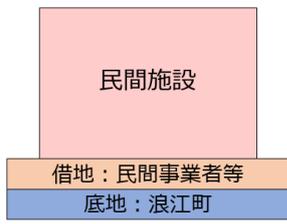
繁茂する雑草の除草作業



公共施設跡地に残置されている地下埋設工作物



未利用公有地の利活用手法 (※本編pp.14-15)

主体	行政	民間事業者等	
	行政活用	売却	貸付け
イメージ図			
事業手法	公共施設整備	土地売買による民間開発事業	土地貸付けによる民間開発事業
検討順位	庁内照会等により先行して検討	「行政活用」の予定がないものについては積極的に売却・貸付けを実施	
メリット	利活用に町の意向を反映しやすい	土地売却益や固定資産税等による収益	地代による長期的な収益
デメリット	町の財政負担が大きい	町として土地利用のコントロールが困難	民間事業者等の撤退リスクの恐れ

民間活力を活用した利活用方法 (※本編p.16)

1 トライアル・サウンディング

先進事例：流山市など

3 事業パートナー方式

先進事例：久米島町など

2 随意契約保証型民間提案制度

先進事例：沼田市など

4 成果連動型民間委託

先進事例：宮崎市など

利活用推進に向けた取組み (※本編pp.19-20)

1 利活用を担う人材の育成

⇒定期的な職員研修会や講集会の実施

2 本方針の適宜改正

⇒社会情勢や財政状況の変化等に柔軟に対応するための方針改正

3 PREマネジメントサイクルによる進行管理

⇒効率的かつ継続的に実践していくために「PREマネジメントサイクル」を採用

4 積極的なPR活動・情報発信

⇒特設ホームページの開設や積極的な営業活動の実施

5 民間事業者等の柔軟かつ自由な発想を保证するための規制緩和

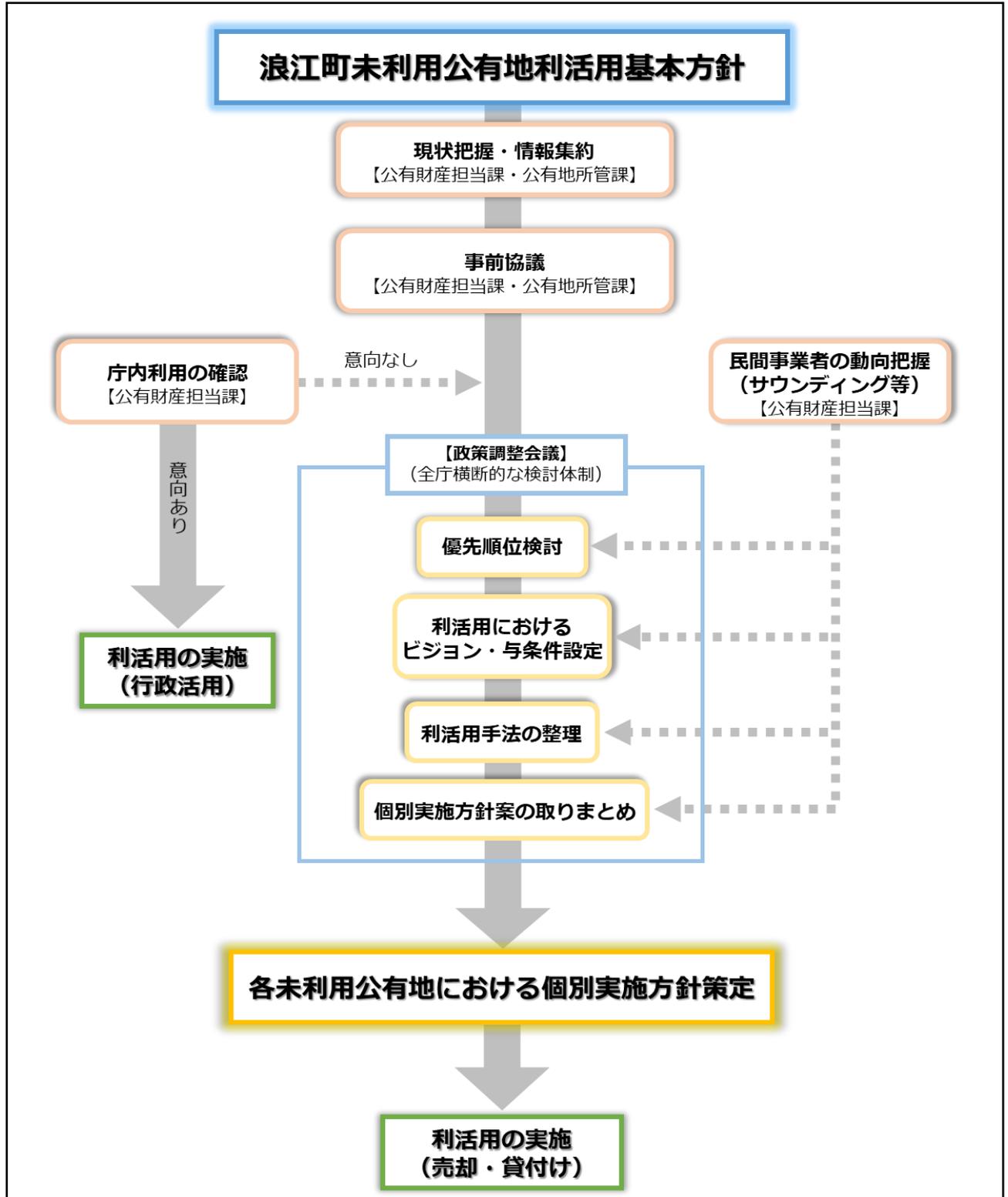
⇒民間活力活用の効果を最大限引き出すための規制緩和の実施

6 売却・貸付けによる収益の活用

⇒収益は町が持続的に発展していくために行う事業等の原資として活用



未利用公有地利活用までの流れ (本編pp.9-13、p.21)



発行 令和8年3月

浪江町役場 総務課 管財係

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

TEL : 0240-34-0237 FAX : 0240-35-5352 Mail : namie11040@town.namie.lg.jp